

F A X 通 信

釧根ト協 第86号

令和8年2月19日

ダンプ部会員 各位

一般社団法人釧根地区トラック協会

ダンプ部会長 大越 武彦

(公印省略)

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて

平素より部会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年6月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（以下「改正法という。）による改正内容の一部が本年4月1日から施行されることとなっております。この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定となっております。

改正法は、違法「白トラ」を行うものに関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、今般、国土交通省において、特に個人事業主による自家用ダンプカーの利用が多い建設現場等に混乱が生じることのないよう、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いを明確化することとし、建設系関係団体及び地方公共団体等に対し通知が発出されましたのでお知らせいたします。

なお、内容については北海道トラック協会ホームページをご参照ください。

記

【北海道トラック協会ホームページ お知らせ】

2026-02-18 【国交省】自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて

<https://www.hta.or.jp/news/government-news/21757/>